

(様式第1号)

奈良県地域貢献サポート基金 団体登録申請書

令和6年 12月 4日

奈良県知事殿

応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、以下の添付書類とともに提出します。

団体名 大和高田市文化協会
代表者職氏名 会長 野田安子

団体名	大和高田市文化協会		
主たる事務所の所在地	〒635-0093 大和高田市磯野町 20-11		
代表者職氏名	会長 野田安子		
活動の開始年月 ※法人にあっては設立登記年月日	昭和54年11月24日	会員総数	現在約600名
活動の分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 ④. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 ⑨. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()		
主な活動地域(市町村)	大和高田市		
これまでの主な活動実績	桜まつり、観月の夕べ、創作部並びに各流派合同生花展、芸能名人会 (芸能部、茶華道部、創作部が所属しています) 姉妹都市リズモー市との国際交流 老人ホームへの慰問等		
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	日本文化を若い世代に知って頂き、次世代にバトンタッチ出来るように日々頑張っています。全てボランティア活動の中で行っています。出演依頼している、舞楽、琵琶演奏などの出演料等、会より捻出名人会での出演料、松竹衣装、化粧、着付けなど会より捻出出来ない為各所属している社中が負担しています。物価上昇のおり工夫して行っていますが段々限界を感じる現在です。何卒ご理解を賜り、ご支援ご協力をお願い致します。		
ホームページ	有(URL) / 無		

〔添付書類〕

- ・団体の定款、規約、会則等(※)
- ・団体役員名簿(※)
- ・直近1年間の事業報告書(※)
- ・直近1年間の収支計算書(※)

(※) 特定非営利活動法人の場合については、提出不要です。

大和高田市文化協会 会則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は大和高田市の文化及び文化的環境の向上を計ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は大和高田市文化協会と称する。

(事務局の所在地)

第3条 本会の事務局を大和高田市教育委員会社会教育課内に置く。

(公 告)

第4条 本会の公告は中和新聞に掲載してする。

(細 則)

第5条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て細則で定める。

第二章 事 業

(事 業)

第6条 本会は第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 文化的諸事業の開催及び実施。
- (2) 加盟団体及び会員相互の交流、提携、協力のための諸事業。
- (3) 文化的水準、環境向上のための関係機関への提案及び協力。
- (4) その他本会の目的達成のため必要な諸事業及び活動。

第三章 会員及び賛助会員

(会員の資格)

第7条

- 1) 本会の会員たる資格を有する者は、本会の設立趣旨に賛同する文化団体及び個人で次の各項の要件を備えるものに限る。
- 2) 文化団体については、大和高田市内にその文化活動の場を有するもの。
- 3) 個人については市内在住の有無にかかわらず本会の趣旨に賛同するもの。

(加 入)

第8条

- 1) 本会への加入は本会の定める年会費を納入した時点において本会に加入したものと認める。
- 2) 会員の資格は毎年更新するもので、重ねて会員となるためには、前項に準じ毎年本会の定める年会費を納入するものとする。

(賛助会員)

第9条

- 1) 本会の運営維持のため、賛助会員を募ることができる。
- 2) 前項の会費の額については理事会において定めるものとする。

(会費及び寄付金・補助金・事業収益金)

第10条

- 1) 本会はその行なう事業の費用の一部に充てるため会員に対し年会費及び臨時会費を徴収する。

3) 臨時会費の額及び徴収方法、時期については理事会において定める。

4) 前項の臨時会費とは、文化行事の実施にあたり、その行事に参加する者に限り徴収する

ものである。

第11条 本会は運営に要する費用として、前条の会費のほか、賛助金、補助金、事業収益金をあつてこれに充てることが出来るものとする。

第四章 役員・顧問

(役員の数)

第12条 役員の数及び構成は次のとおりとする。

(1) 理事 三十～五十名

(2) 監査役 二名

(役員の任期)

第13条 役員の任期は次のとおりとする。

(1) 理事 一年

(2) 監査役 一年

2) 役員の任期は一年とするも再選を妨げないものとする。

3) 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む)のため選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

4) 理事または監査役の全員の任期満了前に選任した場合において新たに選任された場合の役員の任期は第一項に規定する任期とする。

5) 任期の満了または辞任によって選任した役員は、新たに選任された役員が就任するまではなお役員の職務を行なうものとする。

(会長・副会長・事務局理事・会計理事の職務)

第14条

1) 理事のうち一人を会長、若十名を副会長、事務局理事若十名、会計理事一人を理事会において選任する。

2) 会長は本会を代表し、本会の業務を総括執行する。

3) 副会長は、会長を補佐し、会長が、事故または欠員のときは、その職を代理し代行する。

4) 事務局理事は常に本会運営上必要な事業の企画立案にあたり、理事会において議決された行事の実施に際してはこの運営の掌にあたるものとする。なお、会長、副会長ともに事故または欠員のときはその職務を代理代行するものとする。

5) 会計理事は本会の会計業務を執行し会長、副会長、事務局理事とともに、事故または欠員のときはその職務を代理代行する。

6) 理事は以上の役員とともに、事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちから代理者または代行者一人を定めその職を代理代行するものとする。

(監査役の職務)

第15条 監査役は何時でも会計簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または会計に関する報告を求めることができるものとし、総会において監査報告をするものとする。

(役員の出発義務)

第16条 理事及び監査役は、会則、細則および総会の決議を遵守し、会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(裏面に続く)

(役員の選任)

第17条

- 1) 役員は総会において選任する。
- 2) 役員たる資格を有するものは、第8条に規定する会員をいう。
- 3) 役員を選任は指名推薦の方法によるものとし、被指名人の選定は、その総会において選出された選挙役員が行なう。
- 4) 選挙役員が被指名人を決定したときは、その被指名人を選任するかどうかを総会にかかり、出席者の過半数以上の同意があったときをもって役員とする。

(役員報酬)

第18条 役員は報酬は無報酬とする。

(顧問)

第19条

- 1) 本会に顧問を置くことができる。
- 2) 顧問は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長が推薦する。

第五章 総会及び理事会

(総会の招集)

第20条

- 1) 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 2) 通常総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に、臨時総会は必要あるとき、いつでも理事会の議決を経て会長が招集する。

(総会招集の手続)

第21条 総会の招集は、会日の五日前までに到着するように会議の目的、日時、場所を記載した書面を各会員に送付してするものとする。

(総会の成立)

第22条 総会の成立は、欠席者については議決権の白紙委任状の提出があったものとして処理し、出席者の多少にかかわらず、成立するものとする。

(総会の議事)

第23条 総会の議事は出席会員の過半数以上の賛同を得て決するものとする。可決同数のときは議長が決することによる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は出席した会員のうちから選任する。

(総会の議決事項)

第25条 総会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 会計報告
- (3) その他役員の変更等
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

令和 5 年度

事業報告書

4 月 2 日 (日)	民謡と踊りと野立ての祭典 野点中止	大中公園 桜華殿
5 月 2 日 (火)	定例理事会 総会、年会費案内プリント配布	中央公民館
5 月 20 日 (土)	ヒートハート男女共同参画 5 名参加	さざんかホール
5 月 23 日 (火)	会計監査 4 名参加	中央公民館
5 月 27 日 (土)	茶華道部総会 会長参加	中央公民館
5 月 30 日 (火)	理事会 年会費持ちより 総会について	中央公民館
6 月 3 日 (土)	令和 5 年度 総会 85 名	経済会館
7 月 3 日 (月)	社会を明るくする運動 会長参加	庁舎
7 月 4 日 (火)	定例理事会 「観月の夕べ」について	中央公民館
7 月 7 日 (金)	ライオンズ助成金申請 会長、事務局参加	ライオンズ事務所
7 月 18 日 (火)	ヒートハート参加	中央公民館
7 月 21 日 (金)	リズモー交換留学生に「おかげ踊り」指導	庁舎
8 月 1 日 (火)	定例理事会 「観月の夕べ」について	中央公民館
8 月 4 日 (金)	リズモー交換留学生に「おかげ踊り」指導	庁舎
8 月 22 日 (火)	理事会 「観月の夕べ」役決め	中央公民館
8 月 22 日 (火)	午後よりライオンズクラブ助成金受領 会長、事務局	経済会館
8 月 23 日 (水)	宏陽舞台との打ち合わせの日交渉 文化振興課と駐車券交渉	さざんかホール
9 月 5 日 (火)	定例理事会 「観月の夕べ」「おかげ祭り」について	中央公民館
9 月 6 日 (水)	両県議事務所訪問 「観月の夕べ」の招待状持参	

10月 3日 (火)	定例理事会 「名人会」について	中央公民館
10月 8日 (日)	おかげ祭り雨のため中止 交流館にておかげ踊り	コスモスプラザ
10月 20日 (金)	合同展準備	さざんかホール
10月 21.22日(土日)	「創作展並びに各流派合同生花展」お茶席中止	さざんか展示ホール
11月 3日 (祝)	名人会	さざんかホール
11月 7日 (火)	定例理事会 親睦会会費持ち寄り	中央公民館
11月 8日 (水)	創作展チャリティ募金市役所へ 会長、創作部2名	庁舎
11月 9日 (木)	教育委員会表彰	さざんかホール
11月 16日 (木)	ベルディ辻甚と親睦会の打合せ 本部	ベルディ辻甚
11月 25日 (土)	親睦会 90名	ベルディ辻甚
11月 29日 (水)	創作部反省会 会長出席	トナリエ
12月 23日 (土)	男女共同参画リーダー会 会長出席	ゆうゆうセンター
R6.1月 18日(木)	市より2名訪問	会長宅
2月 6日 (火)	定例理事会 桜祭りプロ提出、総会について	中央公民館
2月 23日 (金)	リズモー役員来日に向けて「高田小唄」練習	天神社
3月 5日 (火)	定例理事会 桜祭りについて	中央公民館
3月 9日 (土)	リズモー役員来日に向けて 「高田小唄」「さざんか音頭」練習	桜公民館
3月 25日 (月)	〃	天神社

令和5年度 文化協会会計報告

(単位:円)

	収入の部			支出の部		
	項 目	決算額	摘 要	費 目	決 算 額	摘 要
	前年度繰越金	1,104,267				
	補助金	692,000	大和高田市	広告料	35,000	中和新聞
	助成金	65,520	ライオンズクラブ	事務通信費	6,711	
	年会費	273,000	@500円×546名	賛助会費	5,000	
	利 息	13	通帳利息	雑費	49,400	
	小 計	2,134,800		小 計	96,111	
高田千本桜	出演料	59,500		公民館使用料	5,000	
	会 費	50,000		テント張り手伝い	10,000	
				おにぎり代	8,862	
	小 計	109,500		音響費	50,000	モリモトデンキ
総会	ごみ袋買取り	4,500		ごみ袋	30,000	
				お茶代	13,500	
				イベント御礼	40,000	
	小 計	4,500		会場使用料	16,500	経済会館
おかげ祭り				CD作成費	5,000	
	小 計			小 計	5,000	
花 展	花展出瓶料	11,000		使用料	75,000	さざんかホール
	小 計	11,000		小 計	75,000	
観月の夕べ	会 費	50,000		出演者御礼	190,000	
				おにぎり・お茶代	16,660	
				お団子代	1,500	
				プログラム印刷代	27,500	
				舞台費	53,330	宏陽舞台
	小 計	50,000		使用料	45,990	さざんかホール
芸能名人会	出演料	150,000		プログラム印刷代	46,200	
	広告料	140,000		めくり筆耕・紙代	22,200	
	楽屋使用料	20,000		おにぎり代	9,080	
	会 費	40,000		お茶代	50,409	
	お茶買取り	12,096		宏陽舞台	350,000	
	小 計	362,096		使用料	142,160	さざんかホール
親睦会	会費	440,000		料理代	440,000	
				部屋代	11,000	
				ドリンク代	8,167	
	小 計	440,000		花束	16,000	
				小 計	475,167	
				次年度繰越金	1,331,727	
	合 計	3,111,896		合 計	3,111,896	